

【参考設問例】（3 問分）

Q6

あなたは人権擁護委員がいることや、以下の人権擁護委員の活動などについて知っていますか。(それぞれひとつずつ)

※「1、人権擁護委員がいる(存在している)ことを知っている」で「知らない」をお答えの場合、以下の2～8の質問には全て「知らない」をお選びください。

※「1、人権擁護委員がいる(存在している)ことを知っている」で「聞いたことがある気がする」をお答えの場合、以下の2～8の質問には全て「聞いたことがある気がする」「知らない」をお選びください。

		知 っ て い る	聞 い た こ と が あ る 気 が す る	知 ら な い
 回答方向				
1	人権擁護委員がいる(存在している)ことを知っている	1○	2○	3○
2	地域で人権思想を広め、住民の人権を守ろうとする人たちである	1○	2○	3○
3	法務大臣が委嘱した民間のボランティアの人たちである	1○	2○	3○
4	全国の市町村、特別区に配置されている	1○	2○	3○
5	地域の住民から人権相談を受けている	1○	2○	3○
6	法務局職員と協力して、人権侵犯事件の解決を図っている	1○	2○	3○
7	地域に人権の考えを広めるための人権啓発活動を行っている	1○	2○	3○
8	その他	1○	2○	3○
 回答方向		知 っ て い る	聞 い た こ と が あ る 気 が す る	知 ら な い

次へ

Q27

以下のポスターについてお伺いします。あなたはこのポスターを見たことはありますか。また、見たことがある方は人権問題で困ったとき、悩んだときに相談する場所があることが分かりましたか。(それぞれひとつずつ)

※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

 回答方向		見たことは ない	見たことは あるが、 相談する場所が 分からなかった	見たことは あるが、 相談する場所が 分かった	見たことは ない
1	子どもの人権相談窓口 	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐
2	子どもの人権110番強化週間 	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐
3	みんなの人権110番 	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐

4	女性の人権ホットライン		1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐
5	女性の人権ホットライン強化週間		1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐
6	外国語人権相談ダイヤル		1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐
7	人権擁護委員制度周知ポスター		1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐
 回答方向			見たことがあるが、相談する場所がなかった	見たことはあるが、相談する場所がなかった	見たことがある気がする	見たことはない

次へ

Q48

今後啓発活動をするに当たり、あなたが有効であるとする広告媒体を教えてください。
(いくつでも)

- 1 ☐ ポスター
- 2 ☐ リーフレット
- 3 ☐ インターネット上のバナー広告
- 4 ☐ インターネット上で動画再生時に再生される動画広告(YouTubeのインストリーム広告やバンパー広告など)
- 5 ☐ SNS上の広告
- 6 ☐ テレビ
- 7 ☐ ラジオ
- 8 ☐ 新聞
- 9 ☐ 新聞折り込みチラシ
- 10 ☐ 雑誌
- 11 ☐ 自治体広報誌
- 12 ☐ 地域情報誌(ミニコミ誌、フリーペーパー等)
- 13 ☐ 交通広告(電車やバス等の車内広告や車体広告、駅での広告等)
- 14 ☐ 屋外広告(屋外の看板、屋外大型ビジョン等)
- 15 ☐ 店舗内広告(スーパーやコンビニのレジ広告、店内放送等)
- 16 ☐ シネアド(映画館CM)
- 17 ☐ 空港内広告
- 18 ☐ その他
- 19 ☐ 特になし